金融デジタライゼーションと実務への影響 連載

FinTechの状況 (その1) 第5回

前回は、金融機関がAPI(Application Programing Interface)を活 用し、FinTech企業と連携することによる、新たな金融サービスの可 能性について説明した。現在の日本で展開されている主要なFinTech については、ロゴをカテゴリー別に示すカオスマップで一覧できる。 今後、カテゴリー別にみたFinTechの状況について、解説していく。 今回は、そのうちの決済・送金および暗号資産(仮想通貨)について 取り上げる。

> 省蔵 山口

> > Τ

ė

С

hカオスマッ

´ブ」を

に解説したい

今回

は、

次頁図表の

F i

対比

0

·利便性」によって決ま

費者ユーザーからみた「現

金

が定着するかどうか

ば、

消

よる消費者の誘導」 ス決済の今後を占えば、 コストの低さによる加盟店の の活用が進むと思われ 大」と「ポイント還 日本におけるキャッシ QRコード決済の キャッシュレス決済未 (事業者、消費者とも) 長期的にみて、 をきっか 完等に 導入 当初 る。 ユ レ

さらに、

イ

、イと連 アリペ

ビスのデータを連携させ

外の国も含めた観光客の

し働く

(ただし、

中

光客の捕捉などにも

応が重要になる。 済」と「個人間送金」 た観点からは、

見通しが気になるところであ

多くの消費者に利用され

る決済手段であれば、

小売等

事業者としても導入してお

キャッシュレス決済

導入を検討する事業者から

|機関への相談もあると

スについては、

今後の普及の

キャッシュレス決済サー

Ľ

乱立状態にある○○ペイ等

独で採算を考えていない 立てようとしており、 決済

引クー では、 盟店自らがポイント還元 料にしている先もある。 ドだけを用意すれば QRコード決済であ スマホ決済対応によって、 実質2割引といった誘導キ 導入コストが 末の導入が不要で、 ネット大手系のスマ 小売等の事業者 今後のことを考えても、 ーンが行われている。 決済事業者側 ポンの配布等を行うこ 加盟店手数料を現 始どかからない からみると 0 Q n 負担 ホ 11 Ŕ P 0) コ 加 ま

さらなるサービスの拡 大に

1 決済・

図表 FinTechカオスマップ



(資料) MAStand

普及にとって重要になる。 u である以上、 者決済の汎用的な手段が現 性 現 С が a 小口: のように「ピッ」 [決済サ 「現金対比 1 ビ ス 0) S 0

ド決済 非接触型決済とQR

決済の普及はかなり進展する

れる。

も大きくなるだろう。

スマホ

つれ、マスコミの取り上げ方

状の日本における対消費 利 金 異なる。 は、 方、

がほとんどかからずに、 たポイント還元が予定され ッシュレス決済事業者を通 である。 スマホ決済の導入が進むはず さらに、201 ド決済対応が必要)。 のためには、 消費税引上げに伴 だけがみえる状態にある 業者においては、 国を挙げてのイベント 時期が近づくに 9年 コ 61 10 ッ メリ 丰 ス 月 1 t か 力 型決済 Q R 接触型、

ット

ないと考えられる。 金による支払いより 感じている日本の消費者は 中 方、導入が進み 国におい コード決済につい て、 アリ 簡単だと √° て、 1 現

た環境によるところが大きい 頼性と利便性が低 ウィチャットペイによるQ 高い 「では現 が数多く普及してい ード決済が急速に普及し ため、 偽札が多く、 金の わが国 偽札が少なく、 信頼 Q の環境は全く R コ ー 性 現金 とい るわ F 利 つ P いる。

になるため、

が

に「現金対比の利便性 は乏

用の定着は難しい」とみてい シュレス決済になることは みれば、 の予想とは裏腹に、 せ持つサービスでなければ利 ド決済がメジャーなキャッ 従って、 非接触型決済機能を併 日本においてQRコ 当面 の盛り上 長期的に が n

(3) 個人間送金

て定着している。 が不便なケースというのはあ レジットカードが解決策とし きたくない。この点では、 あるので多額の現金は持ち歩 る現金は、 済である。 H 一つは、 一本でも、現金による決済 紛失等のリスクが 物理的な媒体であ 比較的高額な決 ク

の面で重要である

取り」を想定した準備がされ 済は主に「支払い」なので、「受 もう一つは、 消費者における資金決 個人間決済で

> 生じない ておいてくれるので、 7 は、 いない。 店舗側が釣銭を用意し 店舗 への現金支払 問題は

士の現金決済は、 釣銭を用意していない個人同 行った際の割り勘等の局面で、 なものになる。 しかし、 友人同士で食事に 途端に に面倒

かは、 対応しているサービスかどう て、 済の活用ニーズは高 る」ため、 においては現金には課題があ このように、 ○○ペイが個人間送金に 現金対比の キャッシュレス決 個人間決済 0 1,7 利便性 従っ

に、 ある。 ら銀行口座に戻せる) るのは、 この個人間送金機能ととも 当面の間、 出金 (電子マネーか 必要と思われ 機能で

は早期には利用できない残高 は、個人にとっての 及途上の電子マネーに関して 利用機会が十分にはない普 「受取り」

> は重要な機能となる。 金機能は、普及途上の段階 発生に繋がる。従って、

友人どうしで食事にいった後 れた先が勝者になるだろう。 ダード かで、勝敗は決まる。 イで割り勘ね」となるかどう みんなが「それでは、○○ペ (事実上の標準)を取

(4) ス決済 今後有望なキャッシュレ

後注目される。 でのタッチ決済の拡大が、 点から、 VISA ドや楽天Edy等の流通系カ а ョンにある。また、同様の観 の点から、なお優位なポジシ 入コストの問題はあるとはい ード等は、 Ve等のクレジットカ Suica等の交通系カ 非接触型決済の使い易さ 加盟店側の端末道 р а у 今 W 1

出 個 で 行は必須ではなくなった。 能になったため、 ドに代わる媒体として活用 済にとって、ICカードの 非接触型

人間送金のデファクトスタン スマホ決済については、 特に、 では、 に、個人間送金との親和性が SNSとしてのLINE自体 Androidのみに対応)。 えている(ただし、 加え、非接触型決済機能を備 天ペイは、個人間送金機能に ット大手系のスマホ決済の中 ある点も強みである。 L I N E L I N E Payや楽 Pa y は 両者とも

(5) 済 金融機関によるスマホ決

る。 と全国の信用金庫が〇 a a 済については、 m m i社と連携し、 金融機関によるスマ i Р ayを導入してい 部地 O r i g 方銀行 r i g ホ

た銀行Payを導入する先 トウェ また、 GMOペイメントゲ イのシステムを使っ

ただし、スマホがICカ

ては、 Payが19年10月に開始され 金融界全体で取組むBan が19年3月に開始されたほか、 機関が主体となったものとし る予定となっている。 (横浜 · おか F G の Y O K A ! P もみられている。 銀 J C o i n 行のはまPa P a y У 金融 k a Š

ない。 いる。 アを取らなければ見返りがな О 間送金が可能なのは、 機能を持つものはない。 ド決済のみで、 系のスマホ決済は、 るにしては、 大幅なポイント還元もみられ インフラビジネスへ参入す i n しかし、これらの金融機関 先行投資によってシェ ネット大手系のような Р a yのみとなって 思い切りのなさ 非接触型決済 Q R コ ー J C 個人

2 暗号資産(仮想通貨)

1 資産としての特徴と規制

管理体制が不十分であるこ

の強化

時号資産については、決済手段としての活用が意識された時期もあったが、投資対象となっているケースが殆どでとなっているケースが殆どで

考えるべきである。 暗号資産の普及途上におい ては、社会的な認知が拡がる につれ、資金が流入し、大幅 につれ、資金が流入し、大幅 を価格上昇が見られ、初期の な価格上昇が見られ、初期の なである。

同様である。

「国家を背景にしていない通貨」との認識から、

「国際情勢の不安に伴い価格が

「国際情勢の不安に伴い価格が

「国家を背景にして

また、法定通貨との誤認防 はのため、法令上の呼称は仮 はのため、法令上の呼称は仮

品先物と同じ類の金

融商品と

ものではないので、

F X や 商 券のように配当や利息を生む

資産と言っても、

株式や債

等もみられていたが、

近年、

規制を整えつつある。

(2) Facebookの参入

表した。であるLibraの構想を発クチェーンを使った仮想通貨Facebookがブロッ

Libraでは、通貨バスケット方式(ドル、ユーロ、特に連動して為替レートを決める方式)による価値の安定める方式)による価値の安定としての活用が意識されていとしての活用が意識されている。

SNSは個人間送金との親行和性が高い。これまでの銀行和性が高い。これまでの銀行たのかどうかが分りにくい」たのかどうかがあるのに対し、Sという点があるのに対し、Sという点があるのに対し、Sれる。

また、世界的なプラットフまた、世界的なプラットフまた、世界的なプラットフ

も知れない不安」が課題とし 業が世界の決済を支配するか である。このため、「個別企 であれば、 О て生じることになる。 ぐに想像できる」ということ kが仮想通貨を発行するの すなわち、 利便性の高さがす F а С е b 0

代表取締役 所長)